

発日向体協第53号
令和3年2月16日

日向市体育協会
加盟競技団体代表者 様

日向市体育協会
会長 瀧井 修
(公印省略)

スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の今後の活動について (通知)

代表者の皆様におかれましては、日頃から本協会の活動について御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、日向市教育委員会による中学校の部活動の方針を参考に、令和3年2月20日(土)以降のスポーツ少年団活動及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動について、下記のとおりとしますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 今後の活動について

- 令和3年2月20日(土)から県内における県内チームとの交流(練習試合等)を再開可能とする。
ただし、保護者の理解と承諾を十分に得た上で、各単位団の判断と責任の下で行うこと。
- 県外チームとの交流や県外における交流、感染流行地域やクラスターの発生している地域のチームとの交流は実施しないこととする。
- 宿泊を伴う活動については、感染リスクが高いため、引き続き自粛すること。
- 食事を伴う活動については、県の会食制限等の行動要請がある間は、引き続き自粛すること(令和3年2月16日時点では、会食は4人以下、2時間以内等の会食制限が要請されています)。会食制限が解除された場合においても、その必要性を慎重に検討し、保護者の理解と承諾を十分に得た上で、各単位団の判断と責任の下で行うこと。なお、実施に当たっては、十分な感染対策を講ずること。

2. その他

- 活動に当たっては、令和3年2月5日付け発日向体協第51号に記載の留意事項を遵守し、感染対策を徹底すること。
- 活動や試合等への参加については、個々の団員や保護者の意向を尊重した対応をお願いします。
- 今後の感染状況によっては、対応等を変更することも考えられます。その都度、お知らせしますので、御理解と御協力をお願いします。

※スポーツ少年団に加盟していない児童・生徒の団体につきましても、感染拡大防止の観点から、これに準じていただきますようお願い申し上げます。